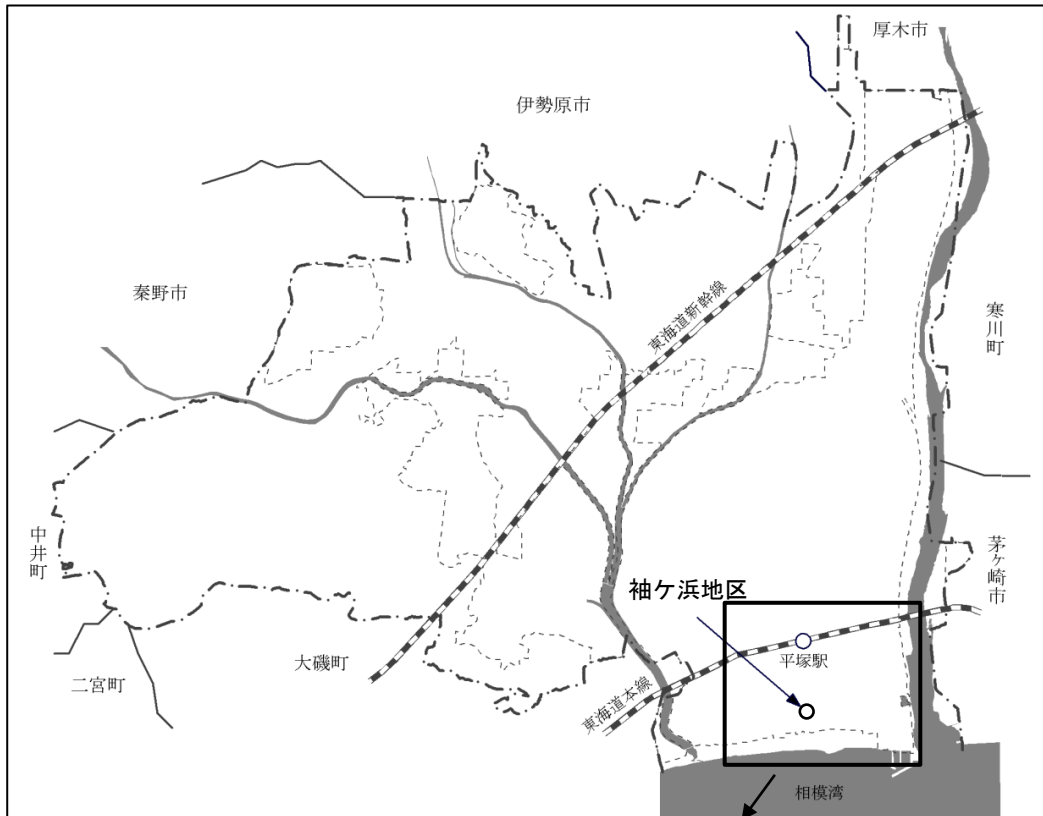


袖ヶ浜地区地区まちづくり計画

袖ヶ浜地区では、地域の良好な住環境の形成と保全を図るため、袖ヶ浜地区地区まちづくり計画を策定しました。袖ヶ浜地区地区まちづくり計画では、環境にやさしいまちづくり、良好なコミュニティの形成、高齢者・障がい者等に優しく、子育てのしやすいまちづくりなどを目標にしています。

地区住民、事業者、行政で力を合わせ、良好な住環境を作っていきましょう！

【地区まちづくり計画認定区域】



発行：袖ヶ浜地区まちづくり協議会

支援：平塚市まちづくり政策課まちづくり政策担当

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 TEL：0463-21-8781

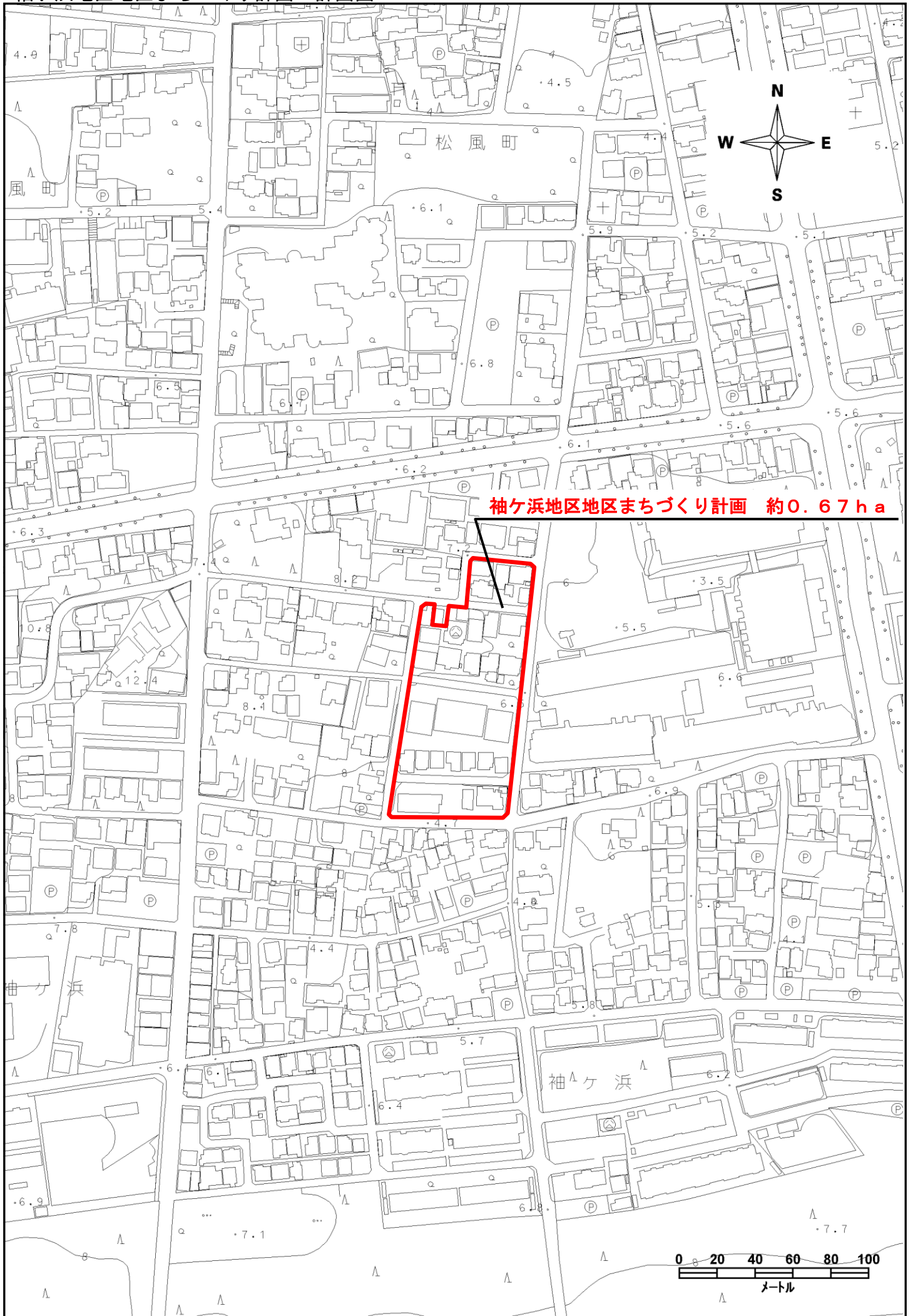
袖ヶ浜地区地区まちづくり計画(平成28年9月12日認定)

名 称	袖ヶ浜地区地区まちづくり計画	
位 置	平塚市袖ヶ浜地内	
面 積	約0.67ha	
目 標	<p>①一戸建ての住宅を中心とした低層な専用住宅地を形成し、周辺と調和する土地利用を誘導し、良好な住環境の形成と保全を図る。</p> <p>②緑や景観などの地区の良さを守り発展させるとともに、環境にやさしいまちをつくる。</p> <p>③良好なコミュニティの形成を図るため、住民相互及び住民と市の協働により、地区住民の自主性を尊重した継続的なまちづくりを進める。</p> <p>④高齢者、障がい者等に優しく、子育てのしやすいまちづくりを進める。</p>	
土地利用の方針	一戸建ての住宅を中心とした低層で閑静な住宅地を形成し、小規模な共同住宅等が共存した住環境の形成と保全を図る。	
まちづくり方針	安心・安全で快適なまちを目指して、①建築物等の整備に関する事、②景観及び緑化に関する事、③コミュニティに関する事を総合的に進めながら、地区全体の利便性、安全性を向上させ、まちなみや住環境の形成・保全を図る。	
	①建築物等の整備に関する事	良好な住環境を形成するため一戸建ての住宅を中心とした低層住宅地としての周辺の環境や景観との調和に配慮し、周辺住民との相互の理解にもとづく土地利用に努める。
	②景観及び緑化等に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の既存樹木などの緑の保全・活用をする。 ・地域に開かれた緑と憩いの空間づくりを誘導する。 ・騒音、振動、臭気、光害等の生活公害の発生を抑制する。 ・屋外広告物は、落ち着いたある住宅地に囲まれた良好な周辺環境と調和した色彩、大きさ、及び形状とする。
	③コミュニティに関する事	気軽に声を掛け、助け合えるような環境づくりを大事にし、地域力を育むコミュニティの円滑化を図る。
実践活動	①建築物等の整備に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さの最高限度は、10mとし、地階を除く階数は3以下とする。 ただし、敷地面積が1,000㎡以上の場合にあって、協議会と協議を行ったものについてはこの限りではない。 ・工作物で高さが10mを超えるものについては協議会と協議を行うものとする。 ・地区内で建築できるものは、 <ol style="list-style-type: none"> 1 一戸建ての住宅 2 共同住宅、長屋

実践活動	<p>3 兼用住宅（非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの。） 非住宅部分に用途制限があり、次のものに限られる。事務所、日用品の販売を主たる目的とする店舗又はカフェ、レストラン、理髪店、美容院、クリーニング取次店等のサービス業を営む店舗、洋服、雑貨、趣味の店等の店舗、自家販売のための食品製造業（食品加工業を含む）を営むパン屋、ケーキ屋等（原動機設備は出力総計が0.75kW以下）、学習塾、華道教室、囲碁教室等の施設、美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機設備は出力総計が0.75kW以下）</p> <p>4 診療所</p> <p>5 老人ホーム</p> <p>6 自治会館</p> <p>7 前各々の建築物に付属するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路境界線と壁面との距離は、1m以上（敷地面積が100㎡に満たない敷地にあつては50cm以上）とし、敷地境界線と壁面との距離は50cm以上とする。ただし、小規模な車庫又は物置については、この限りではない。 ・敷地面積が500㎡以上の建築物（以下「大規模な建築物」という。）については、風通し、日照等に配慮し、こう配屋根とするほか、可能な限り分節化に努める。 ・大規模な建築物及び公共的施設については、バリアフリー化に努める。 ・大規模な建築物を建築しようとする者は、あらかじめ協議会と協議するよう努める。 ・店舗兼用住宅については周辺の居住環境に配慮し、騒音、臭気を発生させないよう努める。 ・一戸建ての住宅以外の建築物については、駐輪・駐車のためのスペースを設けるなど、歩行者の安全で安心な通行に配慮するよう努める。 ・建築物の形態、意匠、色彩等は、良好な低層住宅地にふさわしい周辺の環境と調和するものとする。 ・公害発生源となる施設、設備の設置については、周辺の住民生活に配慮するよう努める。
------	---

	②景観及び緑化等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 の屋外広告物あたりの表示面積は、1 m²以内とし、その高さを3 m以下とする。 ・ プランターやコンテナの活用、緑のカーテン、生け垣化等の敷地内緑化を推進する。 ・ 敷地内の既存樹木などの保全・活用に努める。 ・ 大規模な建築物を建築する場合には、公園等オープンスペースの設置に努める。また、道路沿いに設ける等、地域に開かれたものになるよう努める。
	③コミュニティに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人ひとりがマナーを守り、住みやすい生活環境づくりに取り組む。 ・ 共同住宅、その他の施設で管理者が常駐しない施設を設置しようとする場合は、当該施設の見やすい場所に管理者名及び連絡先を明記すること。
	④高齢者、障がい者等子育てにやさしいまちづくりに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども達の下校時や塾等の終わる時刻には、門灯・玄関灯を点灯して、地域ぐるみで子どもの安心・安全な通行を守る環境づくりに努める。 ・ 歩道が計画される際には、車いすの方等が利用しやすいようバリアフリー化を要望していく。 ・ 高齢者、障がい者、自転車利用者等が道路を通行している時に、安全に道路を通行できる空間の確保に努める。

袖ヶ浜地区地区まちづくり計画 計画図



袖ヶ浜地区地区まちづくり計画 約0.67ha